

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業訪問支援業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社アリスキャリアサービス
一般社団法人産後親子支援 推進協会
株式会社ベアーズ
株式会社 B e n e t t e

3 随意契約理由

大阪市子育て応援ヘルパー派遣事業（以下、「本事業」という）の目的は、核家族化や地域のつながりの希薄化により、周囲から育児支援を得ることが難しい状況にある現代において、育児にかかる負担が大きい0～2歳児を養育する全ての家庭が利用できる家事・育児支援の訪問サービスを実施し、安心して子どもを育てられる環境を整えることである。

本事業の目的を達成するためには、サービス水準を担保しながら、0～2歳児を養育する全ての家庭（約5.5万人）のニーズに応えられるだけのサービス提供体制を確保する必要があり、多くの事業者と契約を締結する必要がある。このため契約相手方の選定方法として、本市が仕様上必要となる基準や体制を定め、それに適合する全ての事業者を契約相手方とする手上げ方式を採用することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策グループ（電話番号 06-6208-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度子ども会活動の推進事業

2 契約の相手方

大阪市子ども会育成連合協議会

3 随意契約理由書

本事業は、次代を担うこどもたちの健全な育成を目的としており、こどもたちの健全な育成のためには、文化・スポーツ振興活動等を通じて、豊かな情操や、体力、たくましい精神を養うことが必要である。全市の子ども会を対象に事業を行い、実践を通じた活動を行うことで、子ども会活動の基盤を強化するとともに、こどもたちの成長やそれらの活動に必要な指導者の育成力の向上が期待できる。

大阪市子ども会育成連合協議会は、文部科学省の社会教育関係団体である公益社団法人全国子ども会連合会に加盟しており、大阪市内の全区の子ども会が加入し、区レベルで連合体を組織している。子ども会活動を通じて青少年の健全育成を推進する唯一の団体であり、最も円滑かつ効果的に事業を実施できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少課青少年企画グループ (電話番号 06-6684-9441)

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

市立幼稚園におけるネットワークシステム環境の整備にかかるパソコン端末の保守業務

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 関西MA事業部 官公庁・文教営業部 部長 狗田 整

3 随意契約理由

市立幼稚園における教職員の事務等の業務負担の軽減・効率化を図るため、ネットワークシステム環境の整備を行い、業務用 PC 端末を配備、軽減・効率化された時間を園児・保護者等への対応や保育の改善に充て、よりきめ細やかな対応を行うことで、本市幼児教育の充実を図ってきた。

各園に配備している現行 PC 端末が令和 8 年 2 月にリースアップするため、令和 8 年 3 月から新規リースの準備を進めていた。しかしながら、令和 8 年度に向けての幼稚園教諭の配置数が令和 7 年 11 月時点でも定まらなかったことや、現在使用している教育情報ネットワーク（以下、「NW」という。）は Windows11 が適合しておらず、新たな端末を調達するとシステムの使用ができなくなる（Windows10 が令和 7 年 10 月でサポートが終了しており、市場に Windows10 を搭載した端末はほとんど流通していないため）ことから、令和 8 年 3 月からの新規端末の調達は断念せざるを得なかった。

現在、教育委員会事務局において、令和 9 年 11 月リリースに向けて NW の再構築（次世代 NW）に向けた設計を進めており、当該 NW においては Windows11 での稼働が可能となっている。

現時点では各園へ配備する PC 端末は Win10 に限られるが、Win10 は令和 7 年 10 月でサポートが終了しており、市場に Win10 を搭載した PC 端末はほとんど流通していないため、調達は極めて困難な状況である。

また、次世代 NW の再構築前に、Win11 搭載の PC 端末に教育委員会事務局が保有している Win10 を再インストールした場合、PC 端末が不具合なく稼働する保証はないとリース業者やメーカーからの回答を得ていることから、Win10 搭載の PC 端末が必要不可欠である。

以上の理由から、各園における令和 8 年 3 月以降の PC 端末については、NW 再構築が完了する令和 9 年 10 月までの間、現在の PC 端末の借入相手方である、リコーリース株式会社と再リース契約を締結する。

また、PC 端末に故障や不具合が発生した場合の部品交換や、ソフトのアップデートが必要な場合等に対応することが必要であるため、保守も必要となるが、再リース契約の場合、保守契約を含めることができないとリコーリース株式会社から言われていることから、保守契約は別途契約を締結する必要がある。

PC 端末の保守については、初期設定を行った事業者でないとソフトウェアに関する不具合に対応できないため、現行の端末借入契約において保守業務を委託されているリコージャパン株式会社と契約締結する（なお、現行 PC 端末のメーカーより、令和 8 年 4 月末で部品の生産を終了すると発表されているため、令和 8 年 5 月以降のハードウェアにかかる保守については、保守業者にて保有している在庫を用いて実施することとなる）。

リコーリース株式会社は、リコー製品の販売支援を目的に設立された会社であり、現在はリコージャパン株式会社の持分法適用会社である。

【契約を令和 7 年度と令和 8 年度に分割する理由】

本案件は、タブレット型端末の再リースに伴う保守契約である。

令和 6 年 3 月に契約管財局より示された「長期継続契約ガイドライン」によると、再リースは商習慣上、複数年にわたる契約が一般的ではなく、＜長期継続契約に該当しない契約＞である旨記載があることから、再リース契約については契約を分ける必要がある。

上記に伴い、保守契約についても再リース契約に合わせて令和 7 年度と 8 年度契約を分けて契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）
（電話 06-6208-8165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度「こどもクラウド」におけるメール送信等機能運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

当課では、待機児童対策として「保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保」を目標に保育施設等の整備に取り組んだところ、施設数の増加に伴い事務作業量が大幅に増加するとともに、事務の内容の多様化が顕著となっていたことから、令和3年度よりクラウド環境（kintone）を導入し、職員の内製により各業務のアプリを作成・運用していたが、kintoneの基本機能だけでは複雑な制度に対応したアプリが作成できない課題への対応及び業務の効率化をさらに推進するため、令和6年度にシステム構築を実施することとし、公募型プロポーザル方式による入札により、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（以下、「事業者」とする。）を選定した（こども青少年局事務に係る kintone システム構築及び保守業務委託【長期継続】）。

事業者の提案に基づき、補助金や給付費等の施設運営に係る重要な通知について、kintone の基本機能では、通知の必要がない施設を含む全ての施設に通知が届くことで施設側における通知見落としの原因となっている課題を解消するため、必要な施設にのみ必要な通知が届く機能を構築する案を採用したところ、当初想定していなかったメールサーバーの調達や設定などの構築作業、kintone プラグインとの連携などの作業が必要となることが判明した。当該作業を事業者以外に履行させた場合、システム構築に問題が発生した際の責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため、システム構築を担当した事業者と随意契約を締結し、HENNGE 株式会社の「Customers Mail Cloud」（以下、「メールサーバー」という。）の導入とメールサーバーの利用料支払業務及び運用保守業務を委託した（「こどもクラウド」におけるメール送信等機能構築に係る業務委託【長期継続】。令和6年11月から12月に機能構築を実施し、令和7年1月から令和8年3月の間はメール等送信機能の提供期間とした）。

令和8年度以降も引き続き、補助金、給付費及び指導監査業務等において、kintone アプリからメールサーバーを介して各施設宛てメールを送信する必要があるところ、メールセキュリティポリシーの強化に伴い、受信サーバー側のガイドラインが更新された場合、当課のメールがスパムメールやなりすましメールと判断されメールサーバーで受信拒否されるなどの理由により、施設側にメールが到達しない事象が連続して発生しており（1か月で40件程度）、クラウドメールの専門的な知識を有する事業者による定期的な設定チェックや

送受信エラーの確認及び設定の見直しが必要となっている。

送受信エラーの原因調査を行うにあたっては、kintone アプリおよびメールサーバーの設定等を調査する必要があるが、先に述べたとおり、必要な施設にのみ必要な通知が届くようシステムを再構築する中で、kintone のプラグインとメールサーバーを連携させているため、それぞれを切り分けて調査することができない状況になっている。場合によってはメールサーバーの設定変更等が必要となるため、専門的なノウハウを持った事業者でなければ実施することができず、また、kintone を用いてシステム構築した事業者以外に当該作業を実施させた場合、システム全体に問題が発生した場合の責任の所在が不明になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

よって、システム構築及びメールサーバー構築の業務を受注した富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

(電話番号 06-6208-8031)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 市立幼稚園ホームページ運用保守等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社 関西支社長 伊藤 邦浩

3 随意契約理由

学校園のホームページは、学校園に係る情報を公開することにより、学校園、家庭及び地域が情報を共有するとともに、協働体制を確立し、開かれた学校園づくりに資することを目的とし、情報発信を行っている。

市立幼稚園のホームページについても教育委員会事務局が所管する「校務支援システム」を利用して運営されており、同システムは日本電気株式会社により構築・サービス提供されているものである。

本案件は、市立幼稚園のホームページの管理・更新を含む各機能を適切に提供するとともに、付随的に安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守も併せて行うものであり、本プログラム等具体的な内容については、システムを構築した日本電気株式会社以外の業者には知りえないものである。

以上により、本案件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、日本電気株式会社と特名随意契約を締結する。

なお、令和7年6月に、日本電気株式会社より令和9年1月以降は官庁向け事業から撤退するので、本件についても令和9年1月以降は契約を締結できない旨連絡があったため、契約期日が令和8年12月末までとなっている。令和9年1月以降の運用保守については、現在教育委員会事務局学校運営支援センターと協議中である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

子ども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）
（電話 06-6208-8165）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市立幼稚園非常通報装置設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

(住所) 大阪市天王寺区清水谷町 2 番 37 号

(社名) テルウェル西日本株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 山田 邦裕

3 随意契約理由

(業者選定理由)

非常通報装置設備は、職員室などに備え付けたボタンを押すと、大阪府警察本部の通信司令室に自動的に 1 1 0 番通報され、受信した警察本部から直ちに幼稚園へパトカー等で緊急出動される仕組みであり、極めて公共性・緊急性の高いシステムである。

同装置については、有事に際し、確実な通報を期するために、常時通電し、日常における機器の管理が肝要であり、同装置は、自己診断機能により装置の状態を常時チェックし、そのデータを自動的に保守センターへ通報しており、保守センターでは、緊急事態に備え回線の断線・短絡・混触といった異常を監視している。

非常通報装置設備は、テルウェル西日本株式会社製であり、機器メーカー以外では上記技術面の対応が不可能であり、かつ他業者では今後の保障が担保されない。

以上の理由により、非常通報装置設備にかかる保守点検業務について地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課課幼稚園運営企画グループ

(電話番号 0 6 - 6 2 0 8 - 8 1 6 5)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度児童虐待防止対策研修事業業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

3 随意契約理由

本事業は、各区の子育て支援室職員を対象に、児童虐待や要保護児童対策地域協議会に関する専門性向上を図ることを目的として研修を実施するものである。研修の対象者としては、各区に配置される「要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）調整担当者」と、「要対協調整担当者」以外の各区「子育て支援室担当者」としており、「要対協調整担当者」に対しては国が定める研修カリキュラムに沿った内容で研修を実施し、「子育て支援室担当者」は国が定める研修カリキュラムの内、演習型の研修等、特に専門性の向上に資する部分に絞って実施する。

これまでは、「要対協調整担当者」向けの研修のうち、児童福祉司任用前講習会については、本市において実施し、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、特定非営利活動法人児童虐待防止協会（以下、「本事業者」という）が実施してきたところであるが、令和7年度以降は、児童福祉司任用前講習会についても国が定める研修カリキュラムに沿ったうえで各区の子育て支援室の業務内容にあわせた研修を実施し、あわせて「要対協調整担当者」以外の各区「子育て支援室担当者」に対しても、演習型の研修等、特に専門性の向上に資する内容について研修を実施することと決定した。

本事業の目的を達成するためには、国が定める研修カリキュラムの正確な履行及び本市の児童虐待対応の現状や各区要対協の課題に即した実践的な研修を行う必要があり、児童福祉、こども家庭相談援助、児童虐待対応、要対協運営、こどもの権利擁護、母子保健との連携といった様々な分野にかかる高い専門性と豊富な知識、経験を有するとともに、各区要対協の現状・課題を把握し、研修の場において各区子育て支援室職員からの質問に的確に対応し実践的な指導・助言を行うことが出来る講師体制を備えていることが必要である。

本事業者は、各区要対協に児童虐待についての専門的知識をもったスタッフ（学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー、弁護士等）であるスーパーバイザーを派遣し区のニーズに応じた助言支援を行っていることから、各区要対協の現状・課題を把握

したうえで研修を実施することができるなど、上記の要件をすべて備えており、本事業を遂行できる唯一の団体であるため、本事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-8867）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託（週5日型）

2 契約の相手方

「随意契約結果（業務委託）」のとおりに

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」は、地域の子育て支援機能の充実に図るため、育児、保育に関するノウハウを蓄積している保育所等の機能と人材を活用し、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談・援助、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等を実施することを業務内容とする。

本契約の相手方は、事業開始当初から本事業を受託・実施している実績があるため本事業についてのノウハウを有しているほか、センターを中心とするエリアにおいて子育て支援事業を計画的に進めており、また、実施場所が変更されれば利用者にとって影響も大きく、同施設で実施することが地域の子育て支援機能の充実に寄与するということから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によりその性質又は目的が競争入札に適しないものであるとして別紙の相手方と特名随意契約を締結してきたところであるが、昨年度より、地域全体で子育てを支援するという観点から地域に開かれた運営を行うことが強く求められていることに鑑み、地域支援のための取組を業務内容に加え、また、児童福祉法改正に伴い定められた地域子育て相談機関としての取組についても業務内容に加えることとしたところである。

地域支援の取組は、国の地域子育て支援拠点事業実施要綱上、本業務の基本業務に付随する加算事業として位置づけられていることから本事業の契約相手方のみ実施できるものであり、また地域子育て相談機関としての業務は、子育て親子からの相談内容に応じ、必要に応じて子育て支援室等の関係機関につなぐという内容が、従来の本事業の業務内容である「子育て等に関する相談・援助」の実施内容の延長線上にあるものであり、これまでの業務と大きく内容が変わるものではない。

よって、本事業については、別紙の契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託（週5日型）

2 契約の相手方

「随意契約結果（業務委託）」のとおり

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（センター型）」業務委託の実施事業所の1つである「港子育て支援センター」については、やはたやゆうゆう保育園（もと大阪市立八幡屋保育所）を実施場所とするものである。

もと大阪市立八幡屋保育所については、本市施策である「公立保育所の民営化」の対象施設として公募がなされ、公募の結果、社会福祉法人来夢（以下、「本事業者」という）が移管先法人となり、令和8年1月から現在に至るまで運営が行われている。

公募にあたっては、民営化前に本市により本体保育事業と一体的に提供されていたサービスを継続して実施するため、従来、当該保育所で実施されていた地域子育て支援拠点事業も継続して実施する必要があったため、本事業者によって本事業に係る専用施設の整備が行われ、運営に係る引継ぎや運営体制の構築もなされたところである。

移管前に本体保育と一体的に提供されていたサービスを継続的かつ安定的に提供するためには、本事業者に事業を委託するほかなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるとして、特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
（電話番号 06-6208-8111）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」 業務委託

2 契約の相手方

「随意契約結果（業務委託）」のとおり

3 随意契約理由

本事業の委託料については、国の子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準に準拠しており、委託事業者の選定は価格による競争入札によるものではなく、市民ニーズを把握し、その地域に見合ったサービスを実施する必要があるため、公募型プロポーザル方式により行っている。

2の契約相手方については、運営に問題がないと判断された場合、4回まで契約を更新できるという条件の公募において選定された事業者であり、その法人に継続的に本事業を委託することが最も効率的かつ効果的に本事業を遂行することができる。

以上の理由により、本契約はその性質又は目的が競争入札に適しないものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」 業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 堺あかり会

3 随意契約理由

地域子育て支援拠点事業「一般型（ひろば型）」業務委託の実施事業所の1つである「つどいの広場浅香東」については、浅香東保育園（もと大阪市立浅香東保育所）を実施場所とするものである。

もと大阪市立浅香東保育所については、本市施策である「公立保育所の民営化」の対象施設として公募がなされ、公募の結果、社会福祉法人堺あかり会（以下、「本事業者」という）が移管先法人となり、令和元年12月から現在に至るまで運営が行われている。

公募にあたっては、民営化前に本市により本体保育事業と一体的に提供されていたサービスを継続して実施するため、従来、当該保育所で実施されていた特別保育事業（地域子育て支援拠点事業及び病児保育事業）をも継続して実施することが条件とされており、本事業者によって本事業に係る専用施設の整備が行われ、運営に係る引継ぎや運営体制の構築もなされたところである。

移管前に本体保育と一体的に提供されていたサービスを継続的かつ安定的に提供するためには、本事業者に事業を委託するほかなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるとして、特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課
(電話番号 06-6208-8111)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度物価高対応子育て応援手当の支給にかかるデータ抽出業務委託

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西 代表取締役社長 中島 弘嗣

3 随意契約理由

令和 7 年 12 月 16 日に「強い経済」を実現する総合経済対策」に関する補正予算が国会で可決され、0 歳から高校生年代までのこども（平成 19 年 4 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日までに生まれたこども）を養育する保護者に対し、こども 1 人当たり 2 万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することが決定した。

本事業の実施にあたっては、対象者に対して応援手当を積極支給（申請不要）及び申請による支給を実施するとともに、対象者となり得る世帯を対象に事業周知を行う必要があり、案内等の郵送事務や審査を行うために、児童手当受給者等の情報が必要となる。

これらの情報は、児童手当受給者資格情報は総合福祉システムで一括管理しており、その他システムや紙台帳など他で管理していない。

総合福祉システムは、開発当初から株式会社 N T T データ関西に設計・開発を委託しており、情報システムに関する高度な専門的知識を有するとともに、総合福祉システムと連携している住民情報システムの開発・保守にも携わっていることから、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。

以上のことから、本案件について、万が一トラブルが発生した際の責任の所在を明確にするとともに、その後も一貫して保証をもたせることができるのは、総合福祉システム及び住民基本台帳等システムの開発事業者であり、かつ、これまでの改修も行ってきた株式会社 N T T データ関西のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、当該業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ
（電話番号 06 - 6208 - 8111）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度要保護児童対策地域協議会機能強化事業（SV 派遣）業務委託

2 契約の相手方

特定非営利活動法人 児童虐待防止協会

3 随意契約理由

本事業は、各区要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に児童虐待についての専門的知識をもったスタッフ（学識経験者、心理職、ソーシャルワーカー、弁護士等）であるスーパーバイザーを派遣し、関係機関に対する研修、要対協の運営面に関する継続的な支援等を行うものである。本事業を委託する事業者は、福祉だけでなく心理や法律、保育等といった様々な分野にかかる豊富な知識、経験を有している専門スタッフを擁している必要がある。その理由として、児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待と多岐に渡り、児童虐待に関する課題、危険度に応じて求められる対応がケースによって異なってくることが挙げられる。また、本事業を実施するためには、各区のニーズや疑問、個別相談に対して十分に対応するために、福祉だけでなく心理や法律、保育等といった様々な分野にかかる豊富な知識、経験を有している専門スタッフを擁し各区からの要請に応じて派遣することが出来る体制を備えている必要がある。

特定非営利活動法人児童虐待防止協会はこれらの要件をすべて備えており、児童虐待防止事業に不可欠な児童福祉や法律、心理についての専門性の高いスタッフを一定規模確保しており、それぞれのニーズに応じた人材をコーディネートし、区役所からの要請に応じて講師を派遣できる体制を確立していることから、他に適切かつ確実に本事業を遂行できる団体は存在せず、事業委託できる唯一の団体であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 （電話 06-6208-8867）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)

2 契約の相手方

社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会 外 15 法人
(別紙 1 「委託施設一覧表」のとおり)

3 随意契約理由

大阪市子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)は、保護者が、疾病出産等の理由により、家庭において子どもの養育が困難になった時、1 週間以内を原則として、宿泊を伴い、乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等で子どもを預かり、子育てを支援する事業である。

また、実施施設は国の要綱上、児童養護施設、乳児院、保育所等と規定しており、なかでも、宿泊対応が可能な体制で対応できる施設は、開所時間や職員配置を鑑みると児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設のみである。

以上のことから、本市においても、児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設以外に対応できる施設は他にないため、これらの条件を満たす施設かつ、当事業を希望する事業者すべてと委託契約するものである。

したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会外 15 法人と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話 06 - 6208 - 8112)

委託施設

法人名	法人所在地	法人代表者名	実施施設名	実施施設所在地
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 大阪府済生会	中央区谷町7丁目4番15号	支部長 三嶋 理晃	大阪乳児院	北区大淀南2丁目2番51号
社会福祉法人 大阪福祉事業財団	城東区古市1丁目7番8号	理事長 茨木 範宏	すみれ乳児院	旭区新森7丁目8番16号
社会福祉法人 大阪福祉事業財団	城東区古市1丁目7番8号	理事長 茨木 範宏	くるみ乳児院	鶴見区緑1丁目18番30号
社会福祉法人 四恩学園	住吉区苅田4丁目3番9号	理事長 中西 裕	四恩学園乳児院	住吉区苅田4丁目3番9号
社会福祉法人 四恩学園	住吉区苅田4丁目3番9号	理事長 中西 裕	四恩みろく乳児院	住吉区苅田4丁目3番9号
社会福祉法人 聖家族の家	東住吉区南田辺4丁目5番2号	理事長 上利 久芳	聖母託児園	東住吉区南田辺4丁目5番2号
社会福祉法人 大念仏寺社会事業団	平野区平野上町1丁目7番3号	理事長 杉田 善久	大念仏乳児院	平野区平野上町1丁目7番3号
社会福祉法人 海の子学園	港区池島3丁目7番18号	理事長 間口 敦生	入舟寮	港区池島3丁目7番18号
社会福祉法人 海の子学園	港区池島3丁目7番18号	理事長 間口 敦生	池島寮	港区池島2丁目5番52号
社会福祉法人 高津学園	天王寺区城南寺町1番10号	理事長 田尻 達朗	高津学園	天王寺区城南寺町1番10号
社会福祉法人 四恩学園	住吉区苅田4丁目3番9号	理事長 中西 裕	四恩たまみず園	天王寺区逢阪2丁目8番43号
社会福祉法人 博愛社	淀川区十三元今里3丁目1番72号	理事長 畑野 研太郎	博愛社	淀川区十三元今里3丁目1番72号
社会福祉法人 博愛社	淀川区十三元今里3丁目1番72号	理事長 畑野 研太郎	博愛社いずみ	淀川区十三元今里3丁目1番72号
社会福祉法人 田島童園	生野区林寺5丁目11番24号	理事長 下川 隆士	田島童園	生野区林寺5丁目11番24号
社会福祉法人 聖家族の家	東住吉区南田辺4丁目5番2号	理事長 上利 久芳	聖家族の家	東住吉区南田辺4丁目5番2号
社会福祉法人 みおつくし福祉会	天王寺区東高津町12-10	理事長 田丸 卓嗣	リアン東さくら	東成区中本4丁目1番22号

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市病児・病後児保育事業業務委託

2 契約の相手方

医療法人 順心会 外 25 事業者

3. 特名随意契約理由

本市の病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等において、保育所に通所している児童及びそれと同様の状況にある児童（小学校修了までの児童を含む）が病気の際に、自宅での保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育ができない期間（原則として1週間）、昼間その児童を預かる事業であり、「大阪市こども計画」（以下「計画」という。）に基づき、拡充を図っていくこととしている。

本市では、0～2歳児の保育の無償化など子育て支援の充実を進めていることから、本事業のさらなる利用者増が見込まれており、増大するニーズに対して安定的にサービスを提供する体制を確保する必要があるため、事業実施要綱に定める職員配置や設備基準等を満たす医療機関等であれば、事業者全てを契約相手方とするため。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課（電話 06 - 6208 - 8112）

NO	類型	法人等名称	法人等所在地	法人等代表者名	実施施設名	実施施設所在地	基本分	対象年齢	前延長時間	基本時間	後延長時間
1	病児対応型	医療法人順心会	大阪市東淀川区豊里5丁目2番15号	理事長 藤本 順一郎	なかざき病児保育室	大阪市北区中崎2丁目3番30号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～17:30
2	病児対応型	医療法人医誠会	大阪市北区南扇町4番14号	理事長 谷 幸治	医誠会国際総合病院 さくら病児・病後児保育園	大阪市北区南扇町4番14号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:30
3	病児対応型	イーストクオリティ株式会社	大阪市北区本庄東2丁目4番9号	代表取締役 山中 裕美	輝け未来保育園病児病後児保育室	大阪市北区本庄東2丁目4番9号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～17:30
4	病児対応型	社会福祉法人尚和会	大阪市都島区都島南通1丁目9番1号	理事長 森山 亜矢子	なのはな病児病後児保育室	大阪市都島区中野町4丁目17番7号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
5	病児対応型	医療法人愛幸会	大阪市福島区玉川4丁目6番11号	理事長 熊田 幸江	くまだ内科・小児科クリニック	大阪市福島区玉川4丁目13番22号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～19:00
6	病児対応型	社会福祉法人大阪暁明館	大阪市此花区西九条5丁目4番8号	理事長 古城 資久	あかつきキッズケア	大阪市此花区西九条5丁目3番46号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
7	病児対応型	医療法人愛幸会	大阪市福島区玉川4丁目6番11号	理事長 熊田 幸江	病児保育室リトルベアー谷町	大阪市中央区神崎町5番5号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～19:00
8	病児対応型	医療法人愛幸会	大阪市福島区玉川4丁目6番11号	理事長 熊田 幸江	病児保育室リトルベアーWEST	大阪市西区江戸堀3丁目6番49号江戸堀やまぐち1F	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～19:00
9	病児対応型	m a m a t o c o株式会社	大阪市西区千代崎1丁目16番10号	代表取締役 表原 香奈子	病児病後児保育キッズケアはなぞの	大阪市西区千代崎1丁目16番10号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
10	病児対応型	社会福祉法人淳風会	大阪市港区波除5丁目4番7号	理事長 西村 栄一郎	病児保育室び〜よんルーム	大阪市港区南市岡1丁目7番1号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～17:30
11	病児対応型	医療法人彰療会（社団）	大阪市大正区三軒家東5丁目5番16号	理事長 南條 亨	大正病院	大阪市大正区三軒家東5丁目4番16号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
12	病児対応型	社会福祉法人幸陽会	大阪市住吉区清水丘3丁目15番3号	理事長 矢木 崇善	あろんでいあきつず病児・病後児保育室	大阪市天王寺区鶴山1丁目7番1号ハイクেনスライフ井上1階	8,808,000	小学校修了までの児童	8:00～8:30	8:30～17:30	17:30～18:00
13	病児対応型	医療法人満頌会	大阪市浪速区桜川4丁目11-16アタビル1階	理事長 細川 知紗	有田医院	大阪市浪速区桜川4丁目11番16号アタビル2階	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
14	病児対応型	社会福祉法人博愛社	大阪市淀川区十三元今里3丁目1番72号	理事長 畑野 研太郎	博愛社こども園	大阪市淀川区十三元今里3丁目1番72号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:30～17:30	なし
15	病児対応型	医療法人順心会	大阪市東淀川区豊里5丁目2番15号	理事長 藤本 順一郎	藤本クリニック	大阪市東淀川区豊里5丁目2番15号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:30～17:30	なし
16	病児対応型	深江こどもクリニック	大阪市東成区大今里南5丁目1-10 2階	院長 中村 美奈子	深江こどもクリニック	大阪市東成区大今里南5丁目1番10号 2階	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:30～17:30	なし
17	病児対応型	社会医療法人真美会	大阪市旭区新森4丁目13番17号	理事長 木野 稔	大阪旭こども病院	大阪市旭区新森4丁目13番17号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
18	病児対応型	社会福祉法人大阪福祉事業財団	大阪市城東区古市1丁目7番8号	理事長 茨木 範宏	すみれ病院・くるみ乳児院	大阪市城東区古市1丁目20番2号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
19	病児対応型	医療法人福田クリニック	大阪市城東区関目1丁目3番11号	理事長 福田 成男	福田クリニック	大阪市城東区関目1丁目3番11-201号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	なし
20	病児対応型	大阪きづがわ医療福祉生活協同組合	大阪市浪速区塩草2丁目2番31号	理事長 奥 章	西成民主診療所	大阪市西成区松2丁目1番35号	8,808,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
21	病後児対応型	社会福祉法人都島友の会	大阪市都島区都島本通3丁目4番3号	理事長 渡久地 歌子	都島友渕乳児保育センター	大阪市都島区友渕町1丁目6番3号	6,338,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:00
22	病後児対応型	社会福祉法人海の子学園	大阪市港区池島3丁目7番18号	理事長 間口 敦生	入舟寮	大阪市港区池島3丁目7番18号	6,338,000	小学校修了までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～17:30
23	病後児対応型	社会福祉法人晋栄福祉会	門真市北島町12番20号	理事長 濱田 和則	城東ちどり保育園	大阪市城東区諏訪3丁目6番33号	6,338,000	小学校修了までの児童	8:00～8:30	8:30～17:30	17:30～18:00
24	病後児対応型	社会福祉法人野の花福祉会	大阪市鶴見区諸口5丁目浜14番6号	理事長 飯田 光徳	のぎく保育園	大阪市鶴見区諸口5丁目浜14番6号	6,338,000	小学校3年生までの児童	なし	8:00～17:00	17:00～18:30
25	病後児対応型	社会福祉法人大念仏寺社会事業団	大阪市平野区平野上町1丁目7番3号	理事長 杉田 善久	大念仏乳児院	大阪市平野区平野上町1丁目7番3号	6,338,000	小学校3年生までの児童	なし	8:00～18:00	なし
26	病後児対応型	社会福祉法人堺あかり会	堺市中区田園951	理事長 西 勝司	浅香東こども園	大阪市住吉区浅香1丁目1番38号	6,338,000	就学前児童	なし	8:30～17:30	なし

※社会福祉法人四恩学園（病児対応型）、社会福祉法人阿望仔（病後児対応型）は休止中のため契約しない

合計 214,188,000

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度こども青少年局事務に係る kintone システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

当課では、待機児童対策として「保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保」を目標に保育施設等の整備に取り組んだところ、施設数の増加に伴い事務作業量が大幅に増加するとともに、事務の内容の多様化が顕著となっていたことから、令和3年度よりクラウド環境（kintone）を導入し、職員の内製により各業務のアプリを作成・運用していたが、kintoneの基本機能だけでは複雑な制度に対応したアプリが作成できない課題への対応及び業務の効率化をさらに推進するため、令和6年度にシステム構築を実施することとし、公募型プロポーザル方式による入札により、富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（以下、「事業者」とする。）を選定した（こども青少年局事務に係る kintone システム構築及び保守業務委託【長期継続】）。

上記委託により、令和6年度にシステム構築を行い、令和7年度より運用保守を実施している。

事業者が構築したシステムにより、本市職員の業務効率化に大きな効果があっただけでなく、施設における負担軽減にもつながっており、本市と保育施設とのやりとりには欠かせないものとなっている。

また、毎年国において保育施策の制度改正が実施されるため、各業務アプリの改修が必要となるが、複雑な制度への対応や利便性向上への対応のためアプリの設計が年々高度化し、制度改正時のアプリの改修が職員だけでは困難な場合がある。

そのため、令和8年度以降も引きつづき、システムの運用保守が必要であるが、システム構築を行った事業者以外の事業者を実施させた場合、システムに問題が発生した場合の責任の所在が不明になるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

よって「こども青少年局事務に係る kintone システム構築及び保守業務委託【長期継続】」を受注した富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課

(電話番号 06-6208-8031)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度副本管理支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 N T T データ関西

3 随意契約理由

副本管理支援システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期の復旧作業にあたっては、プログラムの仕様を細部まで理解している本システムの開発元である（株）N T T データ関西でなければ対応ができない。

また、本システムの運用において、システム自体は中間サーバ接続端末上に配置され、システムが使用・生成するファイルは中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバ内に格納されることになるが、中間サーバ接続端末及び番号制度対応ファイルサーバは本市業務システムの統合基盤上に構成されていることから、環境設定等については統合基盤の保守業者である（株）N T T データ関西が受託している。統合基盤環境下の保守業務にあたっては環境設定への影響がないことを確認しなければならず、環境設定そのものを熟知していることが望ましい。

以上の要件を勘案し、副本管理支援システム保守支援業務委託を受託できる事業者は（株）N T T データ関西以外に存在しないため、随意契約により業務委託契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課ひとり親等支援グループ
(電話番号 06-6208-8034)

6 その他

令和 8 年 2 月 19 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度韮幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

支社長 江口 浩一郎

3 随意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度伝法幼稚園エレベーター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所
所長 皿澤 良三

3 随意契約理由

(業者選定理由)

昇降機設備については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」により性能維持と安全運行を図るため、1か月以内毎に点検・清掃その他必要に応じて整備・補修を行うことを義務付けられている。

昇降機設備は、各製造会社により製造・規格及び仕様が異なるため、その保守管理については、技術の熟練度・経験・保守機材の確保及び責任の所在などを考慮すると、製造・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から本委託業務を地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により当該エレベーターの製造・設置会社である上記業者に特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部幼保企画課幼稚園運営企画グループ
(電話番号 06-6208-8165)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度ひとり親家庭等日常生活支援事業（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

3 随意契約理由

『ひとり親家庭等日常生活支援事業』は、ひとり親家庭からの依頼に応じて家庭生活支援員を派遣することにより、子育て支援と生活援助を実施するものであり、依頼家庭と家庭生活支援員のマッチング手法を確立したうえでコーディネートを行い、さらに派遣する家庭生活支援員の専門性の向上を図ることが必要である。

今回、福祉関係事業者から役務の提供を受けるため、所管局等と協議し、本業務の受注が可能な事業者を募ったところ、公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会からのみ見積りの提出があった。ひとり親家庭等日常生活支援事業は区職員等との連携を綿密に行いながら事業目的に沿った支援・援助を行っていく事業であるため、ひとり親家庭の状況に関する識見を多く有しており、そのような家庭への支援などの経験も多く積んでいる公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会に本業務を委託することは適切である。

なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業に関しては、ひとり親家庭等のための施策であるため、国通知により事業の委託を行う際には地域の母子・父子福祉団体等を積極的に活用することが推奨されており、大阪市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱第8条第2項において、ひとり親家庭等へ派遣される家庭生活支援員についても母子家庭の母及び寡婦を積極的に選定すること、という規定を設けている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課 （電話 06-6208-8035）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和 8 度社会的養護自立支援拠点事業業務委託

- 2 契約の相手方
社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会

- 3 随意契約理由書

本事業は、施設を退所し自立生活する予定の児童及び施設を退所した児童について、社会生活に必要な知識の修得や生活技能の指導、必要に応じた助言・指導等を行い、社会生活への適応を容易にするとともに、当該児童の特性を考慮した就業あっせん、個別就業指導及び企業の開拓を行うことにより、児童の社会的自立を促進するものである。

本事業は、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 3 の 3（児童虐待を受けた児童等に対する支援）において「国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない」と規定されており、その実施方法については、「社会的養護の課題と将来像への取組」（平成 24 年 6 月）の中で、政令指定都市が所在する道府県では区域を越えて施設入所等の措置が行われることから円滑な支援を行うために連携して行うこととされている。そのために、当事業を実施する大阪府・堺市・本市の三者で同一法人と契約することが望ましい。これらを踏まえて、標記 2 の社会福祉法人を委託先とし、特名随意契約を行う。

事業実施に当たって次の事項が必要とされる。

- 1 児童入所施設、関係機関、職場との連携機能を有すること。
- 2 退所児童や職場との情報交換及び情報発信を行うこと。
- 3 退所児童等に対する理解、専門的な知見、経験を有していること。
- 4 就業あっせんのための有料職業紹介所を有していること。

社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、

- 1 毎年、雇用主懇談会議を開催し、退所児童を採用した雇用主との繋がりづくりを行う等、関係機関、施設、職場との連携機能を有している。
 - 2 施設退所児童等に対して情報紙を送付したり、フリールームを開設し相談できる場所を提供することで情報の交換及び発信を行っている。
 - 3 児童養護施設及び児童自立援助ホームの運営を行っていることから児童福祉施設についての知識が豊富である。
 - 4 有料職業紹介所を所持している。
- と、本市の条件と合致している。

さらに、当事業のような施設退所児童の指導から就業に至る一貫した自立生活支援を行っていて、施設、児童、職場との連携機能を十分に有しているのは、関西において現時点（令和 8 年 4 月 1 日現在）では、市内に拠点を置く当該法人のみである。

また、当事業を継続的かつ効果的に実施するためには市内に事業者の拠点があることが適当である。

※令和 8 年 3 月 24 日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署
こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8050）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度児童家庭支援センター運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 博愛社 理事長 畑野 研太郎

3 随意契約理由

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 9 年法律第 74 号）により、被虐待を始めとする様々な児童及び家庭について、市民からの相談等に応じる機関として児童家庭支援センターが創設された。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）において、児童虐待の早期発見、児童虐待を受けたと思われる児童の迅速かつ適切な保護のため、関係機関及び民間団体との連携の強化、その他児童虐待の防止等のために必要な体制整備に努めることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

このような状況を踏まえ、本市としても児童虐待対策の推進計画に基づき、児童相談所（こども相談センター）と連携する児童家庭支援センターを、平成 13 年 4 月 1 日付けで、社会福祉法人博愛社に対して設置認可を行ったところである。

社会福祉法人博愛社は、要保護児童及び要支援児童に関する専門的な知見や経験を有しているとともに、設備について、相談室、プレイルーム、事務室、及びその他必要な設備を設け本体施設とは別に事業運営をできる唯一の法人であり、平成 13 年以降、本事業を適正に実施していること、また、大阪市内における児童家庭支援センターの認可施設であることをふまえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、社会福祉法人博愛社と「児童家庭支援センター運営事業委託」を随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課（電話番号 06-6208-8050）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立野田保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 麦の穂 理事長 大谷 常一

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立西淡路第2保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 水仙福祉会 理事長 松村 寛

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立万領保育所引継ぎ・共同保育業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 はな保育 代表取締役 加藤 義人

3 随意契約理由

本件業務委託は、大阪市立保育所の民間移管に先立ち、移管先法人への円滑な保育引継ぎを図ることを目的に、当該保育所の職員及び移管先法人が派遣する職員が共同で保育等を実施しつつ、保育の内容等に関する事項の引き継ぎを行うものである。

上記法人は、本市が公募型企画競争方式により公募し、外部委員で構成する「大阪市立保育所民間移管・民間委託予定者選定会議」において審査を行い、「適」との答申を受け、選定された移管先法人である。

引継ぎ・共同保育にあたっては、民営化後に当該保育所で業務に従事する法人職員及び法人勤務予定者が、当該保育業務及び調理業務の引継ぎを適確に行うことが必要であることから、本市が当該保育所を民間移管する予定の法人に対して本件業務委託を行うものである。

上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）に基づき、上記法人と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局幼保施策部保育所運営課（電話番号 06 - 6684 - 9109）

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度あいりん特別保育対策事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 石井記念愛染園

3 随意契約理由

あいりん特別保育対策事業は、あいりん地域に居住する就学前児童を対象とし、当該地域において、①保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の保護・保育を行うこと、②放任されている児童に対して、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年大阪市条例第21号)第3条第5号により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第39条(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)に準ずる遊びの指導及び生活指導を行うこと、③児童の家庭を巡回訪問し、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な指導、助言を行うこと、④必要に応じて保育所への入所など適切な行政措置を受けるため関係機関との連絡調整を行うことを業務とするものである。

本事業の実施においては、認可保育所に準じた保育サービスの提供が求められるため、あいりん特別保育対策事業実施要綱において、事業実施場所を通常保育所と指定している。また、児童の保護という役割においては、地域に密着した情報収集と迅速な対応が求められるため、あいりん地域内にその実施拠点があることが、必要不可欠である。上記の法人は、あいりん地域における唯一の認可保育園である「わかくさ保育園」を経営しており、かつ、同地域で子どものための情報交換や相互支援のためのネットワーク「あいりん子ども連絡会」で中心となって活動している法人であり、上記の条件を満たす唯一の法人である。

したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、社会福祉法人 石井記念愛染園と随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部管理課 (電話06-6208-8111)

6 その他

令和8年3月24日開催の契約事務審査会において審議、決定済み

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市こども医療費助成にかかる審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

社会保険診療報酬支払基金 大阪審査委員会事務局

3 随意契約理由

健康保険法をはじめとする医療保険各法において、保険者は、療養の給付に関する保険医療機関等からの請求に係る審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されている。

また、社会保険診療報酬支払基金法第 15 条第 3 項では、「国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣が定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる」と規定されている。

被用者保険の各保険者は、療養の給付に関する費用の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託している。医療費助成における保険医療機関等からの療養の給付に関する請求は、保険者への療養費の請求と一体的に行われるものであることから、本業務を円滑に実施するにあたっては、保険者とともに同団体に委託せざるを得ないため、社会保険診療報酬支払基金大阪審査委員会事務局と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ
電話番号（06-6208-7971）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市こども医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、府内共通の国保総合システムの利用が必須であることから、当該システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

随意契約理由書

- 1 案件名称 大阪市立下新庄保育所運営業務委託（概算契約）外 19 件
（別紙「案件名称等一覧」参照）

- 2 契約の相手方 社会福祉法人和修会 外 19 法人
（別紙「契約相手方法人一覧」参照）

3 随意契約理由

本案件は民間事業者へ市立保育所の運営を委託する業務である。

保育所は、児童福祉法第 39 条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとされている。

保育所保育指針（厚生労働省令告示第 117 号）において、保育所はその目的を達するために、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性とし、また家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行う役割を担うものであるとされており、同一事業者による安定的な保育所運営が求められるものである。

事業者の選定については、委託を開始する 2 年度前に企画競争方式により選定を行い、保育所保育指針を踏まえた良好かつ安定的な保育所運営を行うために委託を開始する前年度の一年間をかけて地域連携等を含めた保育所運営の引継ぎを行っている。

令和 8 年度に委託を行う 34 か所のうち 30 か所の保育所の現行事業者は、これまで保育所保育指針を踏まえ地域連携等を含めた保育所運営を行っており、また、残り 4 か所の保育所の事業者については前段のとおり選定を行い、新規委託事業者として一年間をかけて保育所運営等の引継ぎを行っていることから、別紙の事業者はそれぞれの保育所で本業務を履行できる唯一の事業者であるため、随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- 5 担当部署 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（TEL06 - 6684 - 9146）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市ひとり親家庭医療費助成にかかる公費負担医療費の審査支払及び柔道整復師の施術にかかる療養費審査支払業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

大阪府国民健康保険団体連合会

3 随意契約理由

国民健康保険法により、各保険者は都道府県の区域内において、共同してその目的を達成するために、国民健康保険団体連合会を設立できるとされており、本市においても府内保険者とともに大阪府国民健康保険団体連合会を設立している。

国民健康保険団体連合会は、市町村が単独で実施すると負担が大きい業務について、管理システムを構築するなど、市町村の負担軽減を目的とした事業を実施しており、本業務については、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通のシステムが構築されている。

なお、本業務である医療費助成における公費負担医療費等は、保険者への医療保険の請求と一体的に行われるものであることから、大阪府国民健康保険団体連合会において、府内共通の国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムが構築されているものである。

業務を円滑に実施するにあたっては、当該システムの利用が必須であることから、国保総合システムと後期高齢者医療請求支払システムを保有する大阪府国民健康保険団体連合会が唯一の委託先であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局子育て支援部こども家庭課医療助成グループ（06 - 6208 - 7971）

特名随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度親子関係再構築支援事業(児童虐待からの脱暴力支援プログラム)
実施業務委託

2 契約の相手方

京都市中京区西ノ京北聖町24 新二条ビル3F
一般社団法人UNLEARN 代表理事 中村 正

3 随意契約理由

本事業は暴力行為など身体的虐待等に至った保護者で、支援プログラムを受講することにより親子関係の改善や虐待リスクの軽減等の効果が期待できる保護者を対象として、脱暴力を目的としたグループワークを実施するとともに、保護者の状況や必要性に応じて個別支援を実施するものである。

本業務は虐待に至った保護者に対して適切な支援等を行う業務であるが、虐待に至る背景や要因は多種多様であり、ケースごとに保護者に対する適切なアプローチについて高度な専門的判断が必要となるため、令和7年度に引き続いて民間事業者ならではの方法を提案してもらうとともに、業務の性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行なった。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、上記事業者が契約相手方として適当であるとのことであったため、一般社団法人UNLEARNと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター
(電話番号 06 - 4301 - 3146)